

## 新型コロナウイルス感染症対策 町内飲食店等飛沫感染等対策補助金について

本町では、利用者が安心できる環境づくりを支援することで、町内飲食店等の利用促進や経営安定を図ることを目的として、町内の飲食店や宿泊施設を営む方などが行う、新型コロナウイルス感染対策用の備品の購入経費に対して補助金を交付します。

### ■対象者

次の要件を満たす方が対象となります。

- ①町内に次のいずれかの店舗を有する事業者
  - ・飲食店
  - ・旅館、ホテル、簡易宿所
  - ・イートインスペースを有する食料品店
  - ・カラオケ店
- ②別海町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない方

### ■補助対象

次の備品を購入した経費が対象となります。(設置費、部品代を含む)

- ・アクリル板、パーテーション
- ・ビニールカーテン(防災または不燃素材であること)
- ・空気清浄機

### ■対象期間

令和2年6月1日(月)から令和3年3月19日(金)までに購入したものが対象となります。

### ■補助率・補助金額

補助対象経費の10/10、上限30万円(100円未満切り捨て)

町ホームページ検索キーワード

町内飲食店等飛沫感染等対策補助金 

### ■申請期限

3月22日(月)

### ■申請回数

1店舗につき1回

### ■申請方法

次のものを持参または郵送で申請してください。

- ①申請書
  - ②商品内容、経費の内訳、支払いを証明できる資料(レシート、領収証の写しなど)
    - ※ビニールカーテンは、防災または不燃証明書(確認書)を併せて提出してください。
    - ※設置工事を伴うものは、工事内容が分かる資料を提出してください。
  - ③購入した備品の設置状況が分かる資料(写真など)
  - ④請求書
  - ⑤振り込みを希望する口座が分かるもの(通帳の写しなど)
- 申請書および請求書は役場商工観光課窓口、各支所で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- その他、申請内容確認のため上記以外の資料の提出を求める場合があります。

### ■申請・問合せ

商工観光課 商工・労働担当(内線1623・1624)

## 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入が前年と比べ30%以上減少した世帯については、国民健康保険の税額が減免される場合があります。詳しくは、下記担当までご相談ください。

また、申請期限が迫っていますので提出される方はお早めをお願いします。

### ■減免対象

令和2年2月1日(土)から令和3年3月31日(水)までの普通徴収または特別徴収によって徴収される(された)国民健康保険税

### ■提出書類

減免申請書、収入額等が分かる書類の写し など

提出書類は下記担当窓口、各支所、町ホームページにて配布しています。

### ■申請期限 3月31日(水)必着

町ホームページ  
検索キーワード

国民健康保険税の減免



問合せ/税務課 課税担当(内線1111・1112)